

和水町立病院の検査室を紹介します

問い合わせ先 和水町立病院 ☎0968・86・3105



和水町立病院では、皆さんが診察を受けられた際、確実な診断・治療を行うため、さまざまな検査を行っています。町立病院でどのような検査が受けられるのか紹介します。

血液検査



血液中の成分を専用の機械にかけて測定します。体内の臓器の状態や、病気の感染などが分かります。血糖値や、中性脂肪の検査では、食事をする前に採血をします。血液型やアレルギー、ホルモンなども調べることができます。

尿検査



尿中の蛋白、糖、潜血などを検査します。これらは腎臓の機能に異常があると尿中に出てきます。尿が濁っているときは細菌感染、泡立っているときは糖尿病の可能性もあります。

迅速抗原検査



インフルエンザ、RSウイルス、溶連菌、マイコプラズマ、ヒトメタニューモ、アデノウイルスなどの感染の有無を調べます。小児科で検査されることが多いです。細い綿棒を鼻やのどの奥に入れて検査します。

この他にも各種検査を行っています。
ご不明な点は町立病院外来、または検査科までお尋ねください。

心電図検査



心臓の機能、不整脈、狭心症、心筋梗塞などを調べることができます。小型の機械を24時間装着して検査するホルター心電図では、運動している時や、睡眠中の心電図も記録することができます。

血圧脈波検査



手足の血圧と脈波（心臓の鼓動）伝播速度を測定し、動脈硬化の程度、血管の詰まりなどを調べます。血管年齢を知ることができます。

頸部エコー検査



首の頸動脈に詰まりがないか、動脈硬化を起こしていないかをエコーの機械で検査します。頸動脈は脳につながる血管で詰まりなどがあると将来、脳梗塞などにつながる恐れもあります。

肺機能検査



喘息、慢性閉塞性肺疾患（COPD）など呼吸器の病気が疑われる時や、その状態をみる時に行います。肺年齢を知ることができます。

和水町に住所を有する人のインフルエンザ接種料金表

年齢	予約期間	接種料金	町助成金	自己負担	持ってくるもの	接種期間
6カ月～18歳以下	10月1日（火）～12月13日（金） （受付時間…午前8時30分～11時30分） ※高校生は予約の必要はありません	4,000円	3,000円	1,000円	母子健康手帳 （6カ月～中学生以下） 印鑑 健康保険証	10月7日（月）～令和2年1月31日（金） （6カ月～15歳のみ午前9時～正午）
18歳以上～64歳以下	予約の必要はありません	3,300円	なし	3,300円	健康保険証	
65歳以上	予約の必要はありません	5,310円	4,200円	1,110円	健康保険証	

※健康保険証は住所確認のために使用します。必ずお持ちください。
※予診票は町立病院に用意しています。必要な人は、町立病院受付へお尋ねください。
※お住まいの町によって、自己負担額が異なります。

歴史調査の楽しみ方

神尾城跡

15

大田幸博
（元・菊水町史編集委員会副委員長）

神

尾城跡の調査は、最終段階に入りしました。遺構の残りも良好で、大層、勉強になりました。今回から、まとめをします。

〔城歴〕

文献の初見は、17世紀後半の『国郡誌一志』の国郡社録の「大田黒村」の項です。「大津山居城」とあり、同書収録の名蹟志の中には「大津山某守之」と記述されています。

18世紀後半の『古城考』『肥後国誌』『肥後古記集覧』等には、戦国時代末期に、龍造寺氏（肥前国）の勢力が神尾城へ来攻した旨（大津山氏が籠城して、戦いました）の記述があります。

天正年間の5年説（1577）と7年説（1579）があり、隈部氏の手引きで、龍造寺隆信は、弟の家種（甥・家治の説もあります）に、5千人の兵を与えて、肥後に侵入させました。そして、山鹿郡の長坂城（有働氏一族の居城・平城）を落とし、南関の大津山氏（本城は、大津山城）を攻める気配を見せました。そこで、大津山資冬は、小勢ながら神尾城に向いて、防戦しました。この戦いでは、龍造寺氏が攻めあぐんだ後、撤兵したとあります。

これを解釈しますと、南関は、交通の要所で、かねてより重要視された地でした。そこで、大津山氏は、この地で龍造寺氏と戦えば、同氏の圧力も、より大きくなると予想して、少し離れた神尾城（地図上の直線距離で3.5km弱・東南東方向）を確保し、ここで、戦いに挑んだのでしよう。

これに対して、龍造寺氏も、肥後への侵入路となる南関を確保出来たので、神尾城に籠る大津山氏を徹底的に追い詰めるつもりは無かったと思われる。

〔古城考〕記載の縄張り再考
「広報なごみ・2018・5月号」で取り上げました。

〔古城考〕は、縄張りを「東西七十間、南北八十間、高東西十間、西は尾根続き、口二間流れ三十間の堀有り、曲輪六百六十間」と記述しています。今回も、一間の長さは、6尺5寸（1.97m）で計算します。

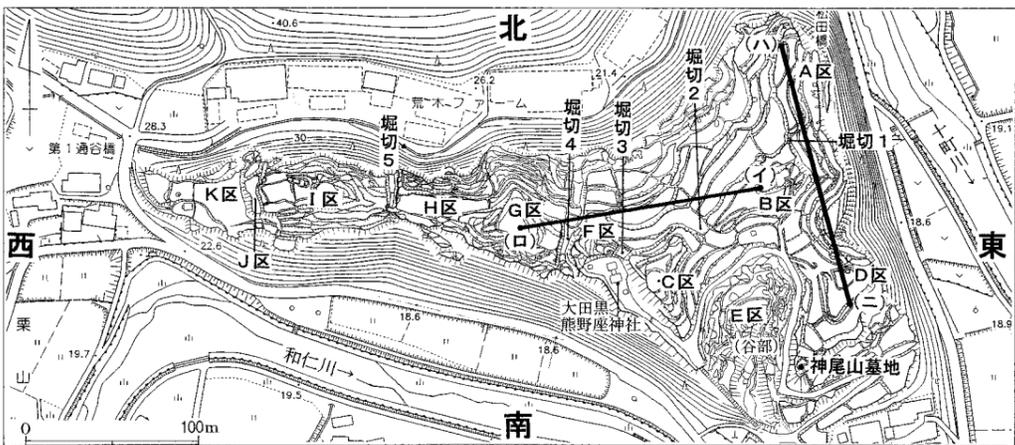
東西七十間：B区（イ）～G区（ロ）の間が七十間（137.9m）で、前回通りです。B区は「高城」と呼ばれます。G区は、詰め区画では無く、今回、城跡の西城で確認した「I区・K

区」が、そうであろうと判断しました。南北八十間：A区（ハ）～D区（ニ）の間が、八十間（157.6m）です。これも、前回通りです。

高東西十間：裾部との高低差は、東側で十八間（36m）、西側で五間（10m）と分かりました。前回は、未調査のために、取り上げていません。

西は尾根続き：城跡は、独立丘陵です。西は、前回は、この記述は、誤りとした。しかし、最終的に『古城考』の調査者は、堀切4までしか足を踏み入れなかったと判断しました。実際、城跡の背面は、G区から西側に向かって、痩せ馬の背の様に延びて行きます。当時の調査者は、これより先、目視だけで尾根続きと判断した可能性がります（同書には、他にも、城の規模を記述していますが、城の中心部に留まっていた例があります）。

口二間、流三十間の堀：前回は、堀切2としましたが、堀切4に訂正します。堀切4は、長さが三十間（60m・堀幅がラップ状に開く南端部を除きます）とわかりました。口は堀底幅の事で、大方、二間（4m）です。



神尾城跡全体図